年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

福井国民年金 事案 176

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年6月まで

私は、平成 18 年 9 月に共済年金の請求手続のために社会保険事務所で国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間について未納であるとの回答を受けた。その際、社会保険事務所職員に納付記録に誤りがあることを指摘したが、取り合ってもらえなかった。

私は、留学の準備をしていた昭和 53 年春ごろにニュースで特例納付のことを知り、そのことをきっかけに国民年金制度を意識した。多忙の中、国民年金制度について情報収集し、60 歳までの 28 年間のうち 25 年間保険料を納付する必要があること、留学が決まれば 28 年間のうち 2 年間以上資格期間を失うことを知った。

留学試験に合格しビザが発給された場合は、可能な限りの保険料を一括で特例納付すると決めていたので、昭和 53 年8月 31 日にビザの発給を受け、同年9月にA区役所で国民年金の加入手続を行った。

昭和 53 年 9 月 22 日に出国することが決まっていたので、様々な手続に追われ細かい部分の記憶は無いが、A区Bのそばの株式会社C銀行で申立期間の保険料を特例納付したと思う。

支払った国民年金保険料の金額は、渡航の際購入した片道航空券とほぼ同額であったことから、「妻と娘の半年後の渡航費用が消えてしまった。」と感じたことを覚えている。

申立期間について、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

ている。

申立人は、昭和53年9月に区役所へ行き、国民年金の加入手続と特例納付の手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する過年度保険料の領収書に押印された領収印の日付は昭和53年9月18日であり、当該領収書に記載された国民年金手帳記号番号は同年10月5日に払い出された記号番号に一致している。この時点で申立人に係る国民年金の加入手続が適正に完了していることが確認できることから、同年9月18日から同年9月22日までの期間に申立人が特例納付することは可能であったと考えられる。また、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料を一括納付した場合の金額におおむね一致している上、申立人が所持する株式会社D銀行発行の「お通帳未記入明細のお知らせ」(昭和53年10月

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、昭和53年4月から同年8月までの期間の保険料について、当初、未納とされていたが、その後、E市の国民年金被保険者名簿の記録により、納付済みに記録の訂正が行われている。

7日作成)によると、昭和53年9月19日に18万円の払戻しの記載があり、 当該払戻金により特例納付したとする申立人の主張を裏付けるものとなっ

加えて、E市における申立人の国民年金被保険者名簿において、本来無 資格期間である昭和 53 年9月から 54 年3月までの期間の国民年金保険料 が納付済みと記録されているなど、行政機関の納付記録の管理が適切に行 われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 177

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和45年7月から46年6月まで

私がA株式会社を退職した後、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

私と妻の国民年金保険料は、婚姻当初は母親が、その後は母親又は妻が自宅に集金に来ていたB納税組合の担当者に渡していた。会社を退職した後に未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以後の 国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人は、昭和 47 年 6 月 30 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、20 歳に到達する 38 年*月*日にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であり、その時点で過年度納付の手続を行っていれば、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間直後の昭和 46 年7月から 47 年3月までの保険料を 48 年9月 27 日に過年度納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料 を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における標準報酬月額は、申立期間のうち昭和46年10月から47年9月までの期間については5万2,000円であると認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和47年10月から48年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで 私は、昭和 44 年 9 月 2 日にA株式会社に入社し、51 年 7 月 10 日に退職するまでの間、継続して勤務した。

平成 20 年秋、厚生年金保険老齢給付裁定請求時において、昭和 45 年 10 月時点の標準報酬月額が 48 年 8 月時点で 2 倍以上に増額となっているが、この間の標準報酬月額の変更履歴が無いことが分かった。

標準報酬月額の記録漏れの可能性があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人に係る標準報酬月額は、A株式会社において昭和44年9月に厚生年金保険の資格を取得した時は3万円、45年10月からは3万9,000円と記録され、46年の定時決定が行われた記録は確認できない。

また、社会保険事務所が管理するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載状況について、申立期間当時に被保険者であった139人の記録を確認したところ、申立人のほか3人について昭和46年の定時決定が記載されていないことが確認できるが、ほかの者について標準報酬月額が前年の記録と同額となっている場合には、被保険者原票に年度のゴム印及び標準報酬月額について「同」のゴム印が押印されていることが確認できることから、申立人のほか3人については、社会保険事務所の事務処理において記載が漏れたものと考えられる。

さらに、標準報酬月額が当時の最高等級に該当しているもの以外の被保 険者については、標準報酬月額が毎年上昇していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 46 年 10 月から 47 年 9 月までの期間について、事業主が社会保険事務所に対して当該期間の標準報酬月額に係る届出を行ったと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、同僚の昭和 46 年 10 月 の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録では、45 年 10 月と同額の 3 万 9,000 円と記録されており、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、47 年の定時決定欄には「同」のゴム印が押印されているのみで、標準報酬月額が明記されていない。

しかし、当該事業所において、申立期間当時、給与及び社会保険関係事務を担当していた事務員は、「私は、40年間以上、会社に勤務していたが、従業員の昇給が無かった年は思い当たらない。申立人が長期間にわたり会社を病欠していた記憶は無く、昇給延伸の取扱いを受けていた記憶も無い。」と供述しているほか、申立期間当時、申立人の上司であった者は、

「社員の昇給は毎年実施されていた。申立人が昇給延伸になるような特別な事情は無かった。」と供述している上、事業主及び同僚も「毎年、ベースアップがあった。」と供述していることから判断すると、申立人についても昭和 46 年以降、同僚と同様に昇給があったものと考えられ、昇給した給与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、前述のとおり申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 47 年の定時決定欄には「同」のゴム印が押印されていることから、上記訂正後の 46 年の標準報酬月額と同

額の5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、常に適切な届出を行ってきたことから保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の報酬月額算定基礎届(報酬月額変更届)を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月までの期間については、45 年 10 月に標準報酬月額が定時決定されており、当該標準報酬月額は同僚の平均昇給率からみて妥当なものと考えられるほか、当該事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月までの期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AB支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月30日から同年12月1日まで 私は、昭和20年4月1日に株式会社AB支店に入社し、47年11月 30日まで同社各支店で継続して勤務していた。昭和25年12月1日に同 社B支店からC支店への転勤に伴い、同年11月30日に厚生年金保険被 保険者の資格を喪失し、同年12月1日に再資格取得しているが、私は、 同年11月30日まで同社B支店で勤務しており、被保険者期間に1か月 の未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する従業員カード及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和25年12月1日に株式会社AB支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和 25 年 10 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主 が12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを11月30 日と記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A本店における資格喪失日を昭和22年1月11日に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AB出張所(現在は、株式会社AC支店)における資格取得日に係る記録を昭和22年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月10日から同年1月11日まで

② 昭和22年1月11日から同年4月23日まで

私は、昭和8年4月1日に株式会社Aへ入社し、同社本店、支店及び 出張所などの本支店間を異動し、51年4月30日に同社D支店を最後に 退職するまで継続して勤務していた。

申立期間当時、私は、昭和 22 年 1 月 11 日付けの人事発令により、株式会社A本店勤務(申立期間①)から同社B出張所長を任命され、26 年 1 月 1 日付けで同社E支店長代理を任命されるまで、同社B出張所に勤務し(申立期間②)、給与から厚生年金保険料が控除されていたことから、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された身上調書の記録から、申立人が昭和8年4月 1日に入社し、51年4月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。 申立期間①については、社会保険事務所が管理する株式会社A本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和22年1月10日と記録されている。

しかし、申立人が保管する人事発令書の記録から、申立人が昭和 22 年 1 月 11 日付けで株式会社A本店から同社B出張所に異動していたことが認められることから、申立人の同社本店における資格喪失日を同年 1 月 11 日に訂正することが必要である。

申立期間②については、前述の身上調書及び人事発令書の記録から、申立人が株式会社Aに継続して勤務し(昭和 22 年 1 月 11 日に株式会社A本店から同社B出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和22年4月の社会保険事務所の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福井国民年金 事案 178

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私が昭和 44 年 6 月に婚姻した時、義母から私の国民年金の加入を勧められ、義母が加入手続を行った。また、夫がA株式会社を退職した後、義母が夫の国民年金の加入手続を行ってくれた。

夫と私の国民年金保険料は、婚姻当初は義母が、その後は義母又は私が自宅に集金に来ていたB納税組合の担当者に渡していた。婚姻後、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 8 月 31 日に払い出されており、20 歳に到達する 41 年*月に資格取得したことが確認できる。この払出日を前提とした場合、申立期間は、現年度保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付又は過年度納付により国民年金保険料を納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い上、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を婚姻当初は義母がその後は申立人が自宅に来た集金人に納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿(紙台帳及び電算記録)をみると、申立期間は未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点はみられない。

さらに、申立人は、義母が申立期間に係る国民年金の加入手続及び申立

期間当初の保険料を納付したと主張しているが、申立人の義母は既に亡く なっており、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に ついては不明 である。

加えて、申立人の義母及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月23日から39年9月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 38 年 12 月 23 日から 39 年 9 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、A株式会社が施工したB区間の工事現場で、昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 31 日まで働いていたが、一緒に働いていた同僚には厚生年金保険に加入した記録があるのに、私には記録が無いことが納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間当時、A株式会社が施工したB区間の工事現場で働いていたことが推認できる。

しかし、当該事業主は、「当社が保管している人事関係資料には申立人が正社員であったとの記録が無く、申立期間当時、申立人は、おそらく現地採用の従業員であったと思う。また、現地採用の従業員は、C健康保険組合又は日雇労働者健康保険に加入したが厚生年金保険には加入していなかったと思われるが、申立人が申立期間の前後において厚生年金保険に加入している理由は分からない。」と回答している。

また、申立人は、昭和37年4月23日から39年12月31日まで当該工事現場で働いていたと主張しているが、当該事業主が回答した工事経歴をみると、当該工事の施工期間は、37年6月から38年11月までであったことが確認できる。

さらに、申立人が挙げた同僚のうち、D職には、厚生年金保険の加入記録が存在するが、申立人と同じE職の同僚2名の厚生年金保険の加入記録

をみると、いずれも申立期間の加入記録が無い。このことから、申立期間 当時、事業主は、現地採用の従業員については、職種により個別に厚生年 金保険被保険者の資格取得・喪失を判断していたものと考えられる。

加えて、申立期間について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が申立期間に国民年金 保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。